

市民農園の整備に関する基本方針

第1 市民農園の整備の基本的な方向

- 1 国民の自由時間の増大、余暇活動の内容の多様化等に伴い、野菜や花を育て、土と親しむ場及び農作業の体験の機会の場に対する需要が高まっており、愛媛県においても、市民農園の整備の促進が必要となっている。

都市地域においては、市街化の進展等により緑が減少してきており、防災機能や良好な環境形成機能を有するオープンスペースの創出が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして市民農園の整備の促進を図ることとする。

農村地域においては、都市と農村の交流を通じた地域の活性化及び農地の有効利用が求められていることから、このような課題に対応するため、市民農園の整備の促進を図ることとする。

- 2 市民農園の整備に際しては、都市地域と農村地域とでは市民農園に対するニーズ及び整備の内容も異なるので、それぞれの特性に応じ、市民農園に対する多様な需要にこたえられるよう、計画的に整備を行うこととする。
- 3 市民農園の整備は、都市計画及び農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

また、これらの計画以外の土地利用に関する計画、例えば、市町村の振興計画等との間でも、調和が保たれたものでなければならない。

第2 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域のうちから次の諸点に留意して指定するものとする。

1 市民農園区域の規模

優良な市民農園の整備を行うという法の趣旨から、休憩施設等の施設の整備

を効率的に行い得る程度の規模とする必要があるが、利用者の状況、付近の施設の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じて弾力的に判断すること。

2 立地条件

次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、農業構造改善事業の実施状況、予想される利用者の数等からみて、区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営の見込みがあるものであること。

(1) 道路の整備状況等からみて、利用者が容易に到達できると認められること。

(2) 用水の確保が容易であること。

(3) 土地利用の状況等を勘案し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないことと認められること。

3 農業との調整

農業との土地利用の調整を図るため、地域の農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような位置に指定すること。例えば、集団的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう配慮を行うこと。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内において市民農園区域を指定しようとする場合は、その周辺部において指定する等十分留意すること。

また、地域の農地の賦存量、予想される利用者の数等からみて、著しく過大な面積を指定しないこと。

4 都市計画との調整

(1) 道路、下水道等の都市計画施設の区域においては、市民農園区域を指定しない等都市施設の整備に支障を及ぼさないこととすること。

(2) 商業系の地区においては、市民農園区域を指定しない等他の土地利用と調

整し、合理的な土地利用に支障を及ぼさないこととする。

第3 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

- 1 市民農園である旨の標識等を設置するとともに、必要に応じ、生垣等により周囲を囲い、農用地の保全を図り、都市住民等のレクリエーション需要の充足及び自然環境の保全に十分配慮し、良好な生活環境の形成にも資するように整備すること。
- 2 耕うん及び客土を行い、利用者が容易に農作業を行い得るように農地を整備すること。特に、水田を利用して野菜等水稲以外の農作物を栽培する場合には、排水等に留意すること。
- 3 農地に区画を設けて利用させる場合は、標識杭、ロープ等により区画の境界を明らかにすること。
- 4 区画を設ける場合は、1区画の大きさをおおむね15平方メートル以上とすること。
- 5 周辺の道路等の整備状況を十分に勘案して、その整備に支障を来さないようにするとともに、利用者の利便の確保に努めること。
- 6 市民農園の機能を確保するため、原則として、次の市民農園施設を備えること。
 - (1) 園路
 - (2) 休憩施設
 - (3) 便所
 - (4) 手洗場、水飲場その他の給排水施設
 - (5) 農機具収納施設
 - (6) ごみ置場
 - (7) 駐車場

なお、これらの施設の機能を代替できる施設が周辺に存在する場合は、これをもってこれらの施設に代えることができるものとする。

7 農用地区域においては、市民農園施設の用に供される土地が農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項に規定する農用地利用計画において指定された用途に即して利用されなければならないこと。

8 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、農地転用許可基準の制定について（昭和34年10月27日付け農林事務次官通達）（市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化調整区域をいう。）にあつては、市街化調整区域における農地転用許可基準について（昭和44年10月22日付け農林事務次官通達））に照らして、農地転用の許可の対象と判断されることが必要であること。

9 市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するよう配慮すること。

第4 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

市民農園の運営に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

1 公報、散らし、掲示等による一般公募を行い、できるだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与えることとともに、農園や施設の利用の料金も、著しく高額なものとならないよう配慮すること。

2 市民農園の管理が適正に行われるよう、必要に応じ、利用者の遵守事項等について定めるとともに、巡回、指導等の体制を整備すること。

3 農作物の調理講習会、交換会及び展示会を開催するなど、市民農園の利用者の交流の促進を図るとともに、農業に対する理解を深めるよう配慮すること。

第5 その他必要な事項

県及び市町村は、市民農園の整備の円滑な実施のため、次の支援措置を講ず

るよう努めるものとする。

- 1 法第9条に規定する認定計画に従って行われる市民農園の整備に要する経費に充てるために必要な資金の確保又はその融通のあつせん
- 2 法第7条第5項に規定する認定開設者に対する技術、運営等に関する指導
- 3 市民農園に関する普及啓発活動等
- 4 市民農園の整備及び運営に関する組織又は団体の育成

平成4年3月27日策定（愛媛県告示第473号）